

最近のモンゴル経済

在モンゴル日本国大使館
2012年5月

1 モンゴル経済概況

(1) 経済成長率の推移

社会主義時代において農牧業国であったモンゴルは、近年の世界的な鉱物資源の需要増に応じて鉱工業国へと移行している。既に、同国のGDPにおける鉱工業分野の占める割合は2005年以降第1位となっている。他方で、同国のこうした経済構造は鉱物資源の価格に影響され易く、国家予算も鉱物資源価格が大きく変動するたびに見直しが行われるのが近年の特徴となっている。

2008年の世界同時経済不況による資源価格やカシミア原毛価格の急落等の要因により大きく落ち込んだモンゴル経済は、IMFの財政支援プログラムと同プログラムに基づくモンゴル政府の財政引き締め政策、また、モンゴル最大の輸出相手国である中国経済の回復と資源価格の再上昇によりV字回復となり、2010年の経済成長率は6.4%、2011年には17.3%¹となった。今後、オヨー・トルゴイ銅・金鉱床、タバン・トルゴイ炭田等の大規模鉱床の開発が順調に進めば、将来的にも更なる成長が期待される。

なお、世界銀行の発表によると、2011年のモンゴルの名目GDPは85億6,200万米ドル、1人あたりのGDPは3,067米ドルと、2009年と比べていずれも2倍近く増加しており、同国の経済がいかに急速な伸びを見せているかが伺われる²。

他方、鉱物資源価格の上昇に伴う予算収入の増加により、モンゴル政府は2009年に一旦締めた財布の紐を緩め始めている。2008年の総選挙により成立した連立政権を構成していた人民革命党と民主党³は、ともに、総選挙において鉱物資源開発による利益を国民に再分配することを公約したため、その公約の実現のために「人間開発基金」の創設や公務員の給与及び年金の支給額の数次に亘る引き上げを実施した。こうした財政政策は、食肉以外の食料品や日用品の主要輸入相手国である中国におけるインフレ率の上昇という外的要因とともに、モンゴル国内のインフレ率上昇の内的要因の1つとなっている。

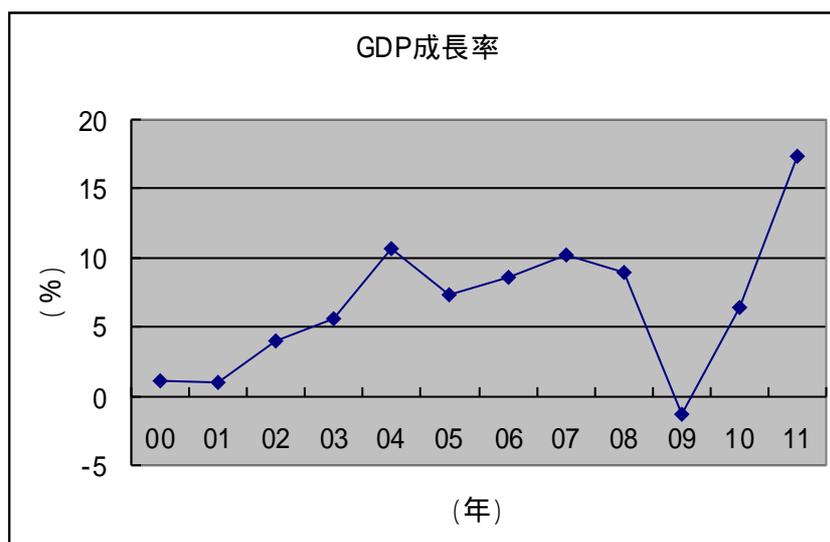
2012年度国家予算案はインフレ率の上昇を懸念し、当初案と比べ若干縮小した予算案が可決されたが、それでも公務員給与の53%引上げを温存するなど放漫財政感は払拭されていない状況にある。

¹ “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia, 2011 December, p.48

² “Mongolia Quarterly Economic Update” The World Bank, February 2012, p.31

³ 2012年1月、民主党は連立政権を離脱した。

(表1) GDP成長率



(2) インフレ率の推移

インフレ率は、世界同時経済不況による消費の冷え込みにより、2009年は低下したが、2009年末から2010年春先にかけて発生したゾド(雪害)等による食肉価格の上昇や公務員の給与引上げ等により、2010年のインフレ率は10.1%と再上昇した⁴。その後、モンゴル政府が食肉の政府備蓄を市場に低価格で供給したことにより、インフレ率は2011年4月の時点で6.1%まで低下したが、食肉価格の再上昇、主要輸入相手国である中国におけるインフレ率の上昇、燃料価格及び公務員給与引上げの余波による人件費の上昇等の内的・外的要因により、2012年3月のインフレ率は前年同月比15.3%となった⁵。こうしたインフレ率の上昇は、国民とりわけ貧困層にとり大きな負担となっている。

インフレ率の上昇傾向に対し、モンゴル銀行(中央銀行)は数次に亘り政策金利を引き上げる対策を講じている⁶。また、2012年1月、モンゴル政府は、「燃料(ガソリン及びディーゼル)、食品及び公共輸送の価格安定化計画」を策定し、(1)赤字の無い国家財政、(2)モンゴル銀行による適切な為替介入、(3)ロシアとの為替スワップ取引の交渉の継続⁷、(4)燃料調達先の多様化、(5)食肉の不法輸出撲滅対策の徹底、(6)公共輸送の価格調査とその結果の開示等の対策をモンゴル銀行とともに行うことを決定した⁸。

しかしながら、こうした対策にも係らず、モンゴルへの資金供給の増加、公務員の給与の更なる引き上げ等を要因とするインフレ率の上昇傾向はなおも続く見通しとされている。

⁴ “Mongolian Statistical Yearbook 2010” National Statistical Office of Mongolia, 2011, p.153

⁵ 2012年4月18日付モンツァメ紙

⁶ 2012年4月17日、モンゴル銀行は政策金利をさらに引き上げ、13.25%とした。

⁷ 2011年、モンゴルは中国と3年間の為替スワップ取引契約を締結した。

⁸ 2012年4月12日付政府広報第14号(第731号) p.788-797

人間開発基金とは？

オヨー・トルゴイ銅・金鉱床開発に関する投資契約の締結により、アイヴァンホー・マインズ社から前借金が支払われたこと（総額2億5,000万ドル）、また、人民革命党、民主党ともに選挙公約において鉱物資源開発による利益の再分配を約束していたこと（全国民1人あたり、人民革命党（当時。現「人民党」）は150万トグログ（約92,000円⁹）、民主党は100万トグログ（約61,000円¹⁰）を分配すると公約したが、結局、150万トグログが分配されることになった。）等の理由により、2007年から運営されてきた「国家開発基金」に引き継ぐ形で、2009年11月、「人間開発基金」が設立された。

「人間開発基金」は、オヨー・トルゴイ銅・金鉱床、タバン・トルゴイ炭田など、戦略的鉱床から得られる利益を国民に再配分することを目的としている（2009年11月18日に「人間開発基金法」を制定・施行）。

発展的解消の形で廃止された「国家開発基金」の資金の用途は、（1）不可抗力による国家財政の赤字に対する補填、（2）経済活性化、中小企業支援、（3）子ども及び家計に対する支援であったが、人間開発基金では、より社会福祉を重視した運用がなされる点が特徴となっている。

（3）モンゴルの経済構造

モンゴル経済において大きな位置を占めるのは、鉱工業分野と農牧業分野である。とりわけ、鉱工業分野がGDPに占める割合は2005年以降連続して第1位となっている。他方、モンゴルの伝統的生業である農牧業分野は、2009年までGDPの2割以上を維持してきたが、2010年には15.9%まで減少した¹¹。なお、2011年の速報値によると、鉱工業の割合は約20%、農牧業の割合は13%となっている¹²。

他方、製造業をはじめとする第二次産業の発展の遅れが目立っており、GDPに占める割合は、2009年（5.9%¹³）と比べると若干増加しているものの、2010年は8.5%¹⁴、2011年の速報値では約7%と未だ1桁台であり¹⁵、製造業の振興による産業の多様化が課題となっている。

⁹ 2012年4月23日付モンゴル銀行為替レート（1円＝16.29トグログ）に基づくもの。

¹⁰ 同上

¹¹ “Mongolian Statistical Yearbook 2010” National Statistical Office of Mongolia, 2011, p.141

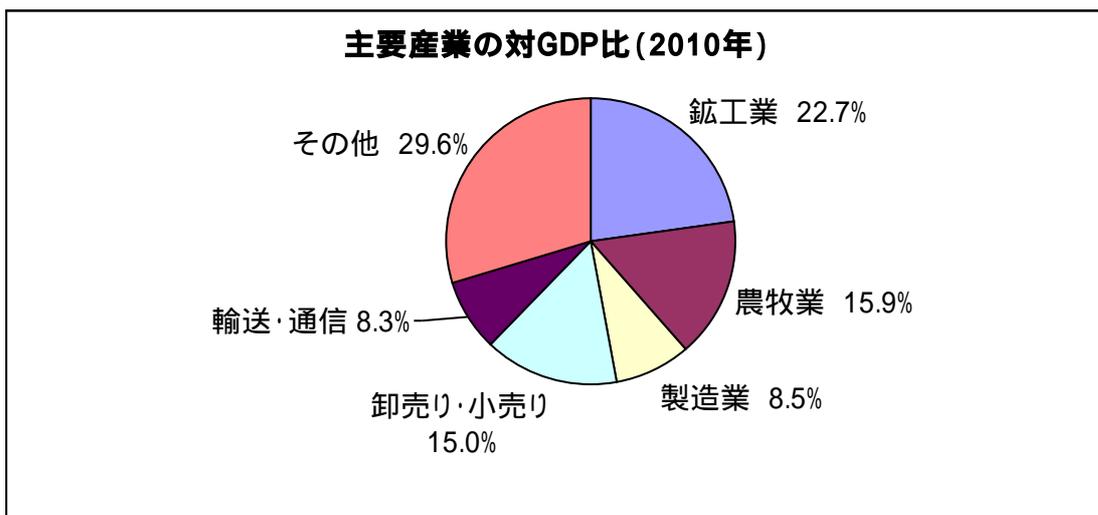
¹² “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia, 2011 December, p.46

¹³ “Mongolian Statistical Yearbook 2010” National Statistical Office of Mongolia 2011 p.141

¹⁴ “Mongolian Statistical Yearbook 2010” National Statistical Office of Mongolia, 2011, p.141

¹⁵ “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia, 2011 December, p.46

(表2) 主要産業の対GDP比

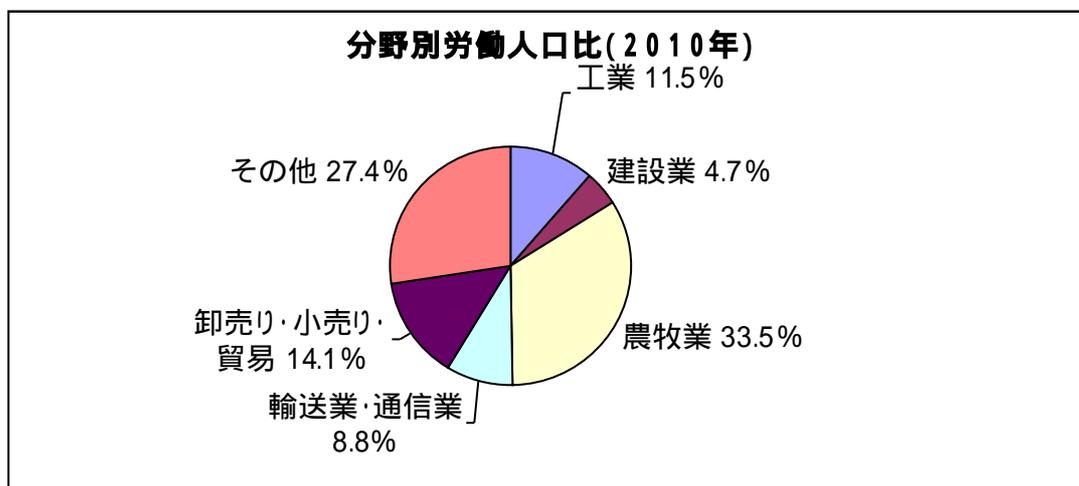


(4) モンゴル国民の生活状況

(ア) 労働人口構成

分野別労働人口比で見ると、農牧業従事者の数が多い(2010年においては全体の33.5%)が、今後、大規模な鉱物資源開発が進むにつれ、鉱工業従事者の数が益々増加することが予想される(2010年においては、鉱工業を含む工業部門の従事者は労働者全体の11.5%で第3位。第2位は、商業部門で14.1%)¹⁶。

(表3) 分野別労働人口比



(イ) 国内の企業数

モンゴル国内の登録企業数は、ウランバートル市に圧倒的に多く、全体(6万7,409社)の7割を占めている(4万7,195社)¹⁷。分野別に見ると、商

¹⁶ “Mongolian Statistical Yearbook 2010” National Statistical Office of Mongolia 2011 p.128

¹⁷ “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia, 2011

業・修理部門の企業が多く、全体の4割近くを占めている¹⁸。なお、上記企業数はあくまでも登録企業数であり、実際に事業活動を行っている企業は4万8,086社と登録企業の7割程度である。活動している企業のうち、多くの企業は従業員1～9名の零細企業であり(3万8,797社で全体の8割を占める)、従業員数が50名以上の企業は1,670社と全体の3.47%にしか過ぎない¹⁹。

(ウ) 失業率

失業率は、2008年の世界同時経済不況の煽りを受け、2009年には11.6%となったが、2010年には国内経済の回復に伴い9.9%となっている²⁰。なお、2011年の速報値によると、2011年末の登録失業者数は5万7,171人となっており、約5割増加している²¹。

(エ) 平均給与

国家統計委員会の発表によると、2010年時点のモンゴル人の平均月給は以下のとおりであり²²、金融分野の給与が最も高く、第2位は鉱山業である。他方、農牧業分野は17万2,500トグログ(約1万589円²³)とかなり低く、金融分野の給与の3割にも満たない状況にあり、貧富の拡大を生む要因となっている。近年は鉱物資源開発企業の月給が他の分野の企業に比べて高額であることや、公務員給与が数次に亘り引き上げられていることの影響により、モンゴルの人件費は上昇傾向にある。

(表4) 分野別平均月給

金融業	69万6700トグログ
鉱山業(採掘)	57万2200トグログ
国防分野, 国家公務員幹部職員, 社会保険分野	35万1100トグログ
電力エネルギー, ガス, 水供給分野	33万7500トグログ
鉄道, 通信, 倉庫管理業	36万9000トグログ
教育分野	31万1600トグログ
保健, 社会福祉分野	31万9100トグログ
加工業	32万6200トグログ
その他サービス	25万7600トグログ
ホテル, レストラン業	26万7100トグログ

December, p.85

¹⁸ “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia, 2011 December, p.86

¹⁹ “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia, 2011 December, p.87

²⁰ “Mongolian Statistical Yearbook 2010” National Statistical Office of Mongolia 2011 p.123

²¹ “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia, 2011 December, p.24

²² “Mongolian Statistical Yearbook 2010” National Statistical Office of Mongolia 2011 p.131

²³ 2012年4月23日付モンゴル銀行為替レート(1円=16.29トグログ)に基づくもの。

不動産，リース，その他のビジネス	27万7300トグログ
建設業	24万7500トグログ
卸売り，小売業，修理業	23万1600トグログ
農牧業，狩猟，林業	17万2500トグログ

(オ) 家計

他方，モンゴル人世帯の平均月額世帯所得を見ると，都市部，地方ともに，共働きや月給以外の二次所得のある世帯も多いため，実際の月額世帯所得は上記平均月給よりも高額となっている。また，平均の支出額（月額）を見ると，近年は都市部，地方いずれも，収入が増加するに伴い支出も増加し，モンゴル国民の家計は，2008年の地方部を除き，往々にして常に赤字の状態となっている²⁴。

(表5) 世帯平均現金収支

	2007年	2008年	2009年	2010年
収入	239,179	325,270	354,967	387,099
給与	105,058	158,963	181,022	200,167
年金・公的扶助	40,205	61,055	67,237	67,131
個人事業所得	72,019	78,534	76,062	82,855
その他	21,897	26,718	30,646	36,946
支出	267,986	329,142	390,044	389,278
うち食費	92,480	119,533	147,906	131,940
割合(%)	34.5	36.3	37.9	33.9
赤字額	28,807	3,872	25,077	2,179

(単位：トグログ)

なお，2010年の統計によると，牧民世帯全体（16万2,650世帯）の75%（12万600世帯）がテレビを，27%（4万4,600世帯）が自動車を，41%（6万6,900世帯）がオートバイを所有しているとされており，牧民世帯の近代化が年々進んでいることが伺われる²⁵。

2 モンゴルの財政

モンゴルの財政収入は，主に鉱物資源開発やカシミア産業から得られる税収等を財源としている。このため，2008年の世界同時経済不況から教訓を得たモンゴルでは，2010年6月24日，鉱物資源価格の急落時に備えた「予算安定化法」が国家大会議において可決された。同法は，財政安定化のための基金として，「予算安定化基金」を設置すること，2013年より財政赤字をGDPの2%以内に抑えること等を定めている。

他方，近年のモンゴルの財政政策の特徴として，税収の増大に応じて支出も拡大する傾向が往々にして見られる。2011年度の歳入については，2010年

²⁴ “Mongolian Statistical Yearbook 2010” National Statistical Office of Mongolia 2011 p.313, 314

²⁵ “Mongolian Statistical Yearbook 2010” National Statistical Office of Mongolia 2011 p.225, 228

度の歳入の13.7%を占めていた特定品目超過利潤税が2011年1月1日より廃止されたことに伴う税収減少が懸念されていたが、鉱山開発での利用を目的とした建機の輸入に際する付加価値税やロイヤルティー等の収入が増加したことにより、前年比40.9%増(4兆4,006億トグログ;約2,701億円²⁶)となった。こうした歳入増に対し、歳出も前年比55.6%増(4兆7,920億トグログ;約2,941億円²⁷)と大幅に拡大した²⁸。2011年はとりわけ、2011年12月に行われた補正予算において、2011年の歳出全体の2割相当の支出が追加された。その多くは、2008年の国家大会議総選挙において誕生した連立政権が掲げた公約であるばら撒き政策の継続、インフラ整備、公務員給与及び年金の引上げ、カシミア・羊毛産業の振興政策の実施等に費やされた。なお、2012年度の国家予算案は、前年度の歳入・歳出と比べさらに増大しており、歳入は39.7%増(5兆8,220億トグログ;約3,574億円²⁹)、歳出は31.7%増(6兆3,060億トグログ;約3,871億円³⁰)となっている。

「支払決裁を国内通貨で行うことに関する法律」とは？

モンゴル国の領土内(注:経済自由特区は同法律の適用外。)において、全ての商品、労務、サービスの価格の表示または支払決済を行う際は、モンゴル国の法定通貨であるトグログで行うことを義務付けた法律。同法律が制定されるまで、モンゴル政府はエルデネット銅山からの税金を米ドルにより徴収していたが、IMFの財政支援プログラムの下、2009年7月に同法律を制定した。

国家予算及び地方予算関係の支払(納税を含む)も、全てトグログ払いとされる。但し、銀行等における預金、融資、デリバティブ、その他のサービスに関連する契約によって発生する債務は、外貨で表示し、決済することが可能。

罰則規定としては、(1)違法取引によって得た収入の没収、(2)個人については、最低賃金の10から30倍までの罰金、(3)法人については、最低賃金の50から100倍までの罰金、(4)特別認可を有する法人が数度にわたり違法行為をした場合は当該認可等の取消、等がある。

3 モンゴルの金融

商業銀行の貸出金利は、日本と比べると高い信用リスクを反映してかなり高く、2012年2月時点の商業銀行の平均貸出金利は、トグログの場合は年利12.4%~25.7%、外貨建ての場合は年利12.2~15.6%である。他方、預金金利はトグログの場合は年利7.8~16.1%、外貨建ての場合は年利1.2~11.8%であり、貸出金利と預金金利の差が大きい³¹。

不良債権率は世界同時経済不況の煽りを受けて2009年にはピークを迎えた。

²⁶ 2012年4月23日付モンゴル銀行為替レート(1円=16.29トグログ)に基づくもの。

²⁷ 同上

²⁸ “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia, 2011 December, p.70

²⁹ 2012年4月23日付モンゴル銀行為替レート(1円=16.29トグログ)に基づくもの。

³⁰ 同上

³¹ “Monthly Statistical Bulletin 2012-02” Bank of Mongolia p.29-30

その後は減少傾向にあるが、債務額全体はかなり増加している³²。

モンゴルには、商業銀行（14行）の他に、準金融機関であるノンバンク（187行）と、組合員の間で貯蓄と貸付を行う貯蓄貸付協同組合（209組合）がある。貯蓄貸付協同組合に関しては、自己資本を必要とせずに設立できるため安易に増大し、その結果2005年より貯蓄貸付協同組合の破綻が大きな社会問題となった。このため、貯蓄貸付協同組合に対する規制が強化され、2007年以降組合数は大幅に減少した。

こうした状況に加え、2008年11月にはアノド銀行において、2009年10月にはゾース銀行において、多額の不良債権が発覚し、2009年11月、モンゴル銀行（中央銀行）は、両銀行に対し管財人を派遣し、債務処理に着手した。なお、2009年12月、ゾース銀行は国営となり、名称も「ステート・バンク」と改められた。なお、金融業界におけるこの他の動きとして、2009年10月、モンゴル・ポスト銀行及びセービング銀行が合併を表明。両行は、2010年4月、正式に合併し、「新セービング銀行」となった。

モンゴルの金融市場の特徴としては、人口数に対し金融機関の数があまりにも多いということ、また、規模が小さいために政府が実施する大規模プロジェクトに融資できないという点がある。なお、2011年5月、鉄道建設や重工業地域開発等、政府が実施する大規模開発プロジェクトへの資金調達を目的とした開発銀行が設置された。

証券市場には332社が上場しているが³³、モンゴル国内の企業数全体から見ると数少ない。登録された証券会社は76社であり³⁴、2010年と比べると約7割増となった。証券取引額は世界同時経済不況の煽りを受けて、2009年は1日あたりの平均取引額が9,090万トグログ（約558万円³⁵）となるまで大幅に減少したが³⁶、その後、回復し、2011年は13億8,980万トグログ（約8,531万円³⁷）となった³⁸。

外貨準備高は、2008年には6億3,720万ドルにまで減少したが、その後順調に回復し、2011年は22億7,400万ドルにまで達した³⁹。

なお、為替相場は、2009年は1米ドル=1,446.5トグログであったが、2010年は多少トグログ高となり、1米ドル=1,234.1トグログ、2011年は1,374.2となった⁴⁰。

³² “Monthly Statistical Bulletin 2012-02” Bank of Mongolia p.21-23

³³ “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia, 2011 December, p.68

³⁴ “Mongolian Statistical Yearbook 2010” National Statistical Office of Mongolia, 2011, p.181

³⁵ 2012年4月23日付モンゴル銀行為替レート（1円=16.29トグログ）に基づくもの。

³⁶ “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia, 2011 December, p.68

³⁷ 2012年4月23日付モンゴル銀行為替レート（1円=16.29トグログ）に基づくもの。

³⁸ “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia, 2011 December, p.68

³⁹ “Mongolia Quarterly Economic Update” The World Bank, February 2012, p.31

⁴⁰ “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia, 2011 December, p.19

「預金保護法」とは？

2008年11月のアノド銀行の破綻を受け，2008年11月25日，国家大会議は預金保護法を制定し，モンゴル国内の商業銀行の預金を2008年11月25日から4年間保護することを決定した。

なお，同法は，2010年7月9日に一部改正された。主な改正のポイントは以下のとおり（改正された預金保護法は7月9日より施行。）

（1）各銀行は，預金保護の適用対象となる個人預金の0.5%に相当する額をモンゴル銀行（中央銀行）におけるモンゴル政府の口座に納めることとなった。

（2）以下は預金保護の対象外となる。

モンゴルの銀行が銀行間取引市場により調達した資金の預金，外国の銀行や金融機関の預金

銀行に対する金銭債務のある者及びその者と同一とみなされる者（モンゴルの銀行法に規定される「同一とみなされる者」のこと。）の預金

モンゴル銀行の政策金利よりも高い預金金利分（例えば，2012年4月24日現在のモンゴル銀行の政策金利は13.25%であるため，預金金利が14.25%の場合，1%分は保護されない。）

4 モンゴルの貿易

2011年のモンゴルの輸出額は48億1749万ドルと前年比65.6%増，他方，輸入額は65億9835万ドルと前年比106%増となり，貿易赤字は前年比6倍の17億8086万ドルとなった⁴¹。主要輸出品目は，石炭，銅精鉱，鉄鉱石，原油等の鉱物資源である。他方，輸入品目については，鉱物資源開発用の建機やディーゼル等，鉱物資源関連の取引が中心となっている⁴²。

2011年の主要輸出国は，中国，ロシア，カナダ，イタリア，韓国等であり，主要輸入国は中国，ロシア，米国，日本，韓国等である⁴³。

日本からは，車，機械等を輸入し，カシミヤなどを輸出しているが，輸出額は小さく，対日貿易においても輸入超過の状態が続いている。

モンゴルの輸出入税

モンゴルの輸入関税は概ね5%であるが，卵，馬鈴薯，たまねぎ，キャベツ，人参等，モンゴル国内で生産されている農産物については15%となっている。この他，ビールについても25%となっている。

モンゴルに輸入するに際しては，上記関税の他，特別税，付加価値税及び燃料税等が課される。

特別税は，乗用車（製造期間及び排気量に応じて課される），アルコール類，タバコ，ガソリン・ディーゼル（燃料税とは別に税関毎，種類別に税率が定められ

⁴¹ “ International Merchandise Trade Statistics No.207 ” Customs General Administration 2011, p.15

⁴² “ International Merchandise Trade Statistics No.207 ” Customs General Administration 2011, p.28-29

⁴³ “ International Merchandise Trade Statistics No.207 ” Customs General Administration 2011, p.22-23

ている。2012年4月27日現在は0%。)に課される。

乗用車の特別税率(2012年4月27日現在)

	排気量 (cm^3)	特別税率(米ドル)			
		製造年後の期間(年)			
		0~3年	4~6年	7~9年	10年以上
1	1500以下	500	1000	2000	6000
2	1501~2500	1500	2000	3000	7000
3	2501~3500	2000	2500	4000	8000
4	3501~4500	4500	5000	6500	10500
5	4501以上	7000	7500	9000	13000

アルコール・タバコ類の特別税率(2012年4月27日現在)

	特別税の課税対象 商品名及び種類		単位	特別税率(米ドル)
				輸入品
1	各種ウォッカ	40%以下	1ℓ	5.00
		40%以上	1ℓ	6.0
2	各種ワイン	35%以下	1ℓ	1.50
		35%以上	1ℓ	6.00
3	各種ビール		1ℓ	0.20
4	巻きタバコ、それに類似するその他のタバコ		100本	1.20
5	刻みタバコ、それに類似する物		1kg	0.90

なお、輸入品に課される付加価値税は10%である。

また、モンゴルではラクダの原毛、山羊皮及び木材(製材を含む)の輸出に際して輸出税を課している。

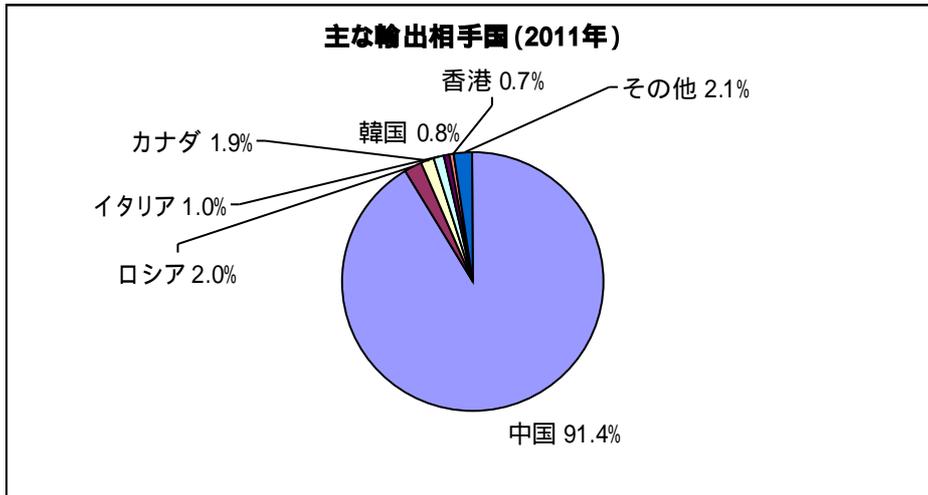
(例)特別税の商品の輸入関税の計算方法(関税庁ホームページより)

D氏が日本で2001年製造、排気量2,000立方センチメートルのMarkII自動車を2,100米ドルで購入した。この自動車をモンゴルに輸入する際の輸送費及び諸経費に1,400米ドルを支払った場合、関税はいくらになるか。

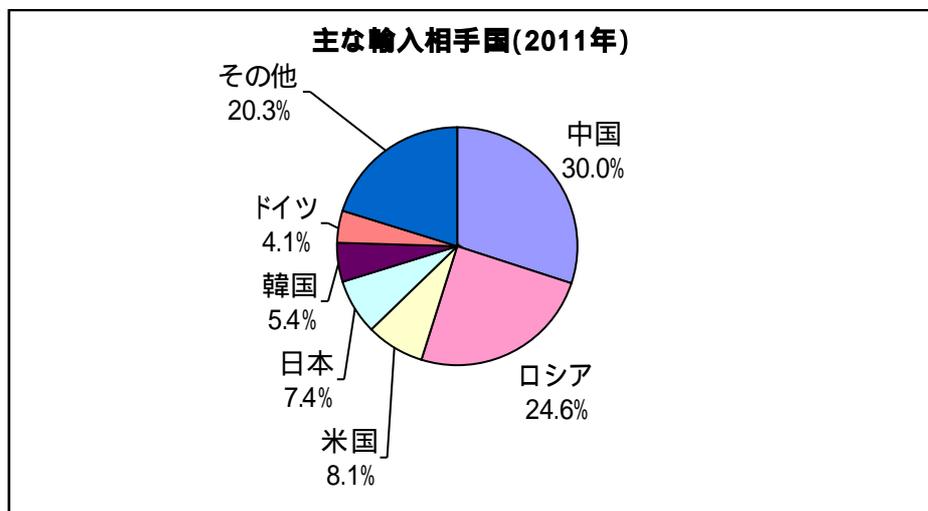
- (1) 課税対象価格 = (購入価格 + 輸送費及び諸経費) × 当日の税関為替レート
(仮に1ドル = 1,310とする) = (2,100 + 1,400) × 1,310
= 4,585,000トグログ
- (2) 関税(自動車の場合5%) = 課税対象価格 × 5% = 4,585,000 × 0.05 = 229,250トグログ
- (3) 輸入品となる自動車は2001年製造、排気量2,000立方センチメートルであるため、特別税として7,000米ドル(7,000 × 1,310 = 9,170,000トグログ)が課される。

(4) 付加価値税 = (課税対象価格 + 関税 + 特別税) × 10% = 1,398,425 トグログ
 (5) 税額合計 = 関税 + 特別税 + 付加価値税 = 229,250 + 9,170,000 + 1,398,425 = 10,797,675 トグログ (約66万2,284円)

(表6) 主な輸出相手国



(表7) 主な輸入相手国



5 対モンゴル外国投資

日本からの投資は2011年末までの投資合計総額1億6,003万米ドルで、これは世界第11位と2010年の第6位より後退した。主要投資分野は、貿易、飲食業、軽工業、通信業である⁴⁴。

⁴⁴ 外国貿易投資庁の資料。第1位中国(34億8,350万米ドル)、第2位オランダ(21億1079万米ドル)、第3位英領バージン諸島(8億3,337万米ドル)、第4位ルクセンブルグ(5億1,130万米ドル)、第5位シンガポール(4億9,010万米ドル)、第6位カナダ(4億7,229万米ドル)、第7位韓国(3億1,079万米ドル)、第8位米国(2億

2012年4月1日現在、駐在事務所開設の日系企業24社、現地法人化した日系企業169社となっているが、そのほとんどは中小・零細な規模である。なお、両国間には日本・モンゴル投資協定が2002年3月から発効している。

これまでに最も進出の大きかった国は中国であるが、一方で社会主義時代の最大の投資国であったロシアも依然として大きな存在感がある。他方、近年はモンゴルの経済成長に伴い、両隣国である中露以外の国からの投資も増加している。

例えば、韓国企業は、中小企業が主であるものの、飲食業、不動産(住宅建設)、医療等の分野に進出しており、韓国資本の企業数は約2000社と中国に次ぐ第2位となっている(投資額では第7位)。また、近年はモンゴルの豊富な鉱物資源にも注目しており、タバン・トルゴイ炭田開発やレアアース開発をはじめとする鉱物資源開発分野への参画も狙っている。さらに、近年の傾向としては、モンゴルと租税条約を締結している国や租税回避地に籍を有する企業による投資が増加している。

モンゴル政府は経済安全保障上の観点からも中国やロシアのモンゴルに対する影響力とバランスをとる上で、日本企業等、「第3の隣国」の企業の進出を切望している。

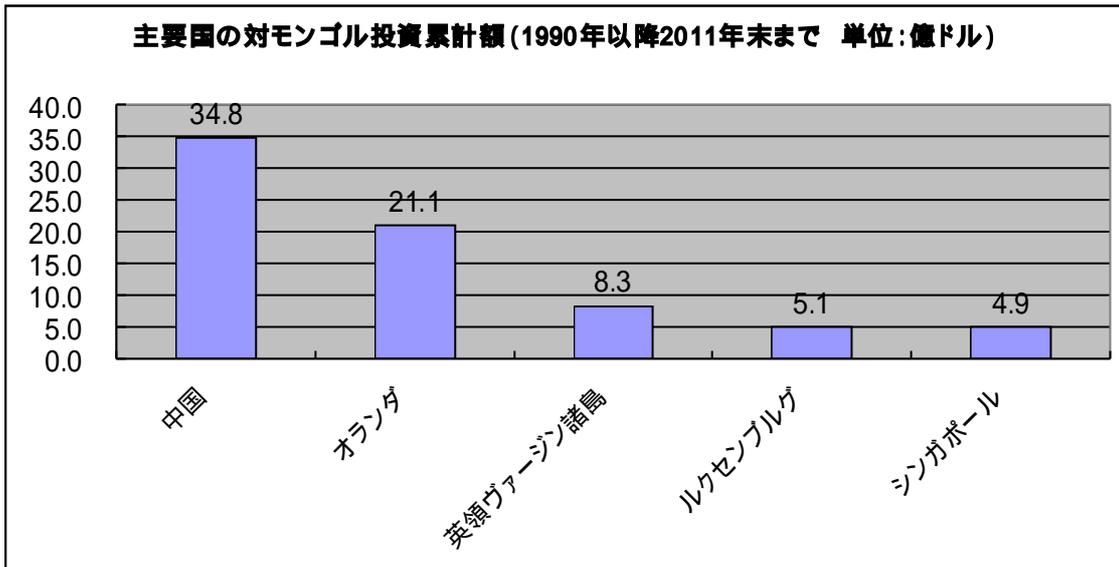
日本企業のこれまでの成功例を挙げると、住友商事及びKDDIが出資した携帯電話事業者のモビコム社があげられる。1995年にモンゴル初の携帯電話会社として設立され、2010年における加入者は110万人に達し、携帯電話市場の5割以上を占めている。

金融分野では、国営であった農牧業銀行(ハーン銀行)が2003年に民営化され、日本のHS証券を中心とする企業体が680万ドルで落札した。モンゴルで最大の支店数を誇り、最も国民に身近な銀行であると言える同行は、民営化後も支店数を増やし続け、金融分野において重要な役割を果たしている。

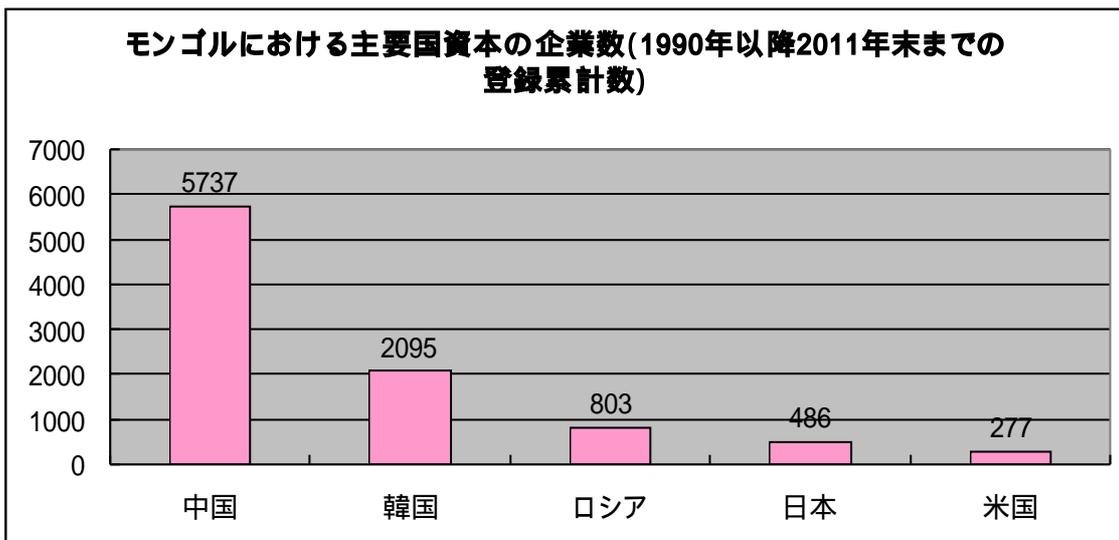
この他の分野においても日本企業が進出しているが、土地管理やライセンスの問題、政策や法律の度重なる改正、資源のみならず様々な分野におけるナショナリズム的な動き(外資規制法制定の是非を巡る議論等)等、様々なビジネス・トラブルに直面している事例もある。日本企業にとって内陸国であるモンゴルへの投資は、モンゴル側における十分な投資環境が整っていることが必要条件であり、外国投資誘致に向けた政策づくり、法的環境整備が行われることが望まれる。

4,293万米ドル)、第9位中国(香港)(1億8,172万米ドル)第10位ロシア(1億6,626万米ドル)。

(表8) 主要国の対モンゴル投資累計額(2011年末時点)



(表9) モンゴルにおける主要国資本の企業数(2011年末時点)



外国人はモンゴルで土地を買えるか?

モンゴルでは、憲法によって個人のモンゴル国民のみが土地を所有できるとされており、法人及び外国人がモンゴルの土地を所有することは不可能である。

外国法人及び外国人は、国有地については管轄区域の地方行政府と、私有地については所有者のモンゴル人との契約により、モンゴルで土地を一定期間利用することが出来るのみである。

従って、モンゴル人から土地を購入することは、法律上無効な行為であるので、注意が必要である(但し、内国法人(外国資本企業も含む)は、土地利用権の譲渡が可能である。)

なお、外資企業の土地利用権は60年未満とされており、更新は1回のみ、期間は40年までとされている(外国投資法第21条5)。

モンゴルにおける外資企業等の登記について

モンゴルにおける外資企業の登記方法は次のとおり(外資企業の登録に関する問い合わせ：外国投資庁ワンストップ・サービス(TEL:314774))。

1 外資企業としての登記

- (1) 自己資本金10万ドル,このうち,25%以上が外資であれば外資企業として登記可能。なお,モンゴル企業として登記するのであれば,国家登記局に登記する。この場合,自己資本金の下限は無い⁴⁵。
- (2) 申請は,申請書⁴⁶を添付書類⁴⁷とともに外国投資庁に提出(外国投資法第12条2及び同条3)。なお,申請書が受理された場合,外国投資庁は14日以内に登記の是非を検討し回答する(外国投資法第12条4)。

2 外資企業の駐在事務所としての登記

申請は申請書⁴⁸を添付書類⁴⁹とともに外国投資庁に提出する(外国投資法第12条6及び同7)。申請が受理された場合,外国投資庁は10日以内に登記の是非を検討し回答する(外国投資法第12条11)。

外国人を雇用する際の注意点(クォーター制度について)

外国投資法では,「外資企業はモンゴル国民を最優先に採用する。また,高度な専門的能力を必要とされる職業については外国人を雇用しても良い」とされている(外国投資法第24条1)。また,外資企業を含むモンゴルにおける企業が外国人を雇用するに際してはクォーター制度というものがあり,毎年閣議において,分野毎の外国人雇用枠を決定している。

例えば,油田探査を行う場合,資本金が5億100万トグログ(約3,076万円⁵⁰)であり,従業員が50人未満の企業の場合,総従業員数のうちの75%までであれば外国人を雇用しても良いとされている。他方,建設業では,同額の資本金・同数の従業員数であれば,外国人を雇用しても良いとされている割合の上限は20%となる。こうした割合は,分野毎,資本金額,総従業員数により異なるため注意が必要である。

⁴⁵ 2011年10月6日改正の会社法により最低自己資本制度は廃止された。

⁴⁶ 投資家の名前,住所,国籍,投資の種類及び規模,企業形態,主要な投資対象分野,実施予定の産業及びサービスに関する情報,投資期間,フェーズに関する情報が記載されているもの。

⁴⁷ 投資家に関する情報,住民登録(写し),海外渡航旅券(写し),法人登記書(写し),会社設立規則,合併会社の場合は会社設立に関する契約書,社名が重複していないことを証明する証明書,投資家の支払能力証明書(銀行発行のもの。また,所有財産に関する証明書。),事業可能性報告書,当該企業の住所を証明するもの(職員の安全な労働環境,健康面でのスタンダードを満たした事務所等の賃貸契約書),実施予定業種に関連する各種ライセンス

⁴⁸ 当該外資企業の名称,住所,当該外資企業の登録国,駐在事務所設置の目的,事業活動の分野,駐在事務所の正式な住所が記載されている必要がある。

⁴⁹ 当該外資企業の紹介文,社内規則(写し),外資企業の登記書,支払能力証明書(銀行作成のもの),駐在事務所の内規,駐在事務所の住所(職員の安全な労働環境,健康面でのスタンダードを満たした事務所等の賃貸契約書)

⁵⁰ 2012年4月23日付モンゴル銀行為替レート(1円=16.29トグログ)に基づくもの。

安定化契約 (Stability Agreement) の締結

外国投資法では、2,000万ドル以上の投資を行う外資企業は、安定的な投資環境の法的保証を目的とした安定化契約をモンゴル政府(現行法では大蔵大臣)と締結することが可能であるとされている。投資額が2,000万ドル以上の場合は10年間、5,000万ドル以上の場合は15年間の契約を締結することが可能である。

(安定化契約についての問い合わせ:大蔵省予算政策局収入課(TEL:264522))

6 モンゴルの鉱工業

(1) 概要

モンゴルは鉱物資源に富む国であり、主要鉱物には石炭、銅、ウラン、蛍石などがある。GDPに占める鉱工業分野の割合は年々増加しつつあり、工業生産高における鉱工業の割合も、近年は7割近くを占めるまでに至っている⁵¹。

モンゴルには各種の鉱物資源鉱床が全国各地に存在しており、有望な鉱床には近年、中国、カナダ、ロシア、米国、ドイツ、韓国等、世界各国から注目が集まっている。

主要鉱物資源の分布図



例えば、モンゴル南部ゴビ地域においては、カナダ資本企業であるアイヴァン・ホー・マインズ・モンゴリア社が、モンゴル政府とオヨー・トルゴイ銅・金鉱床開発に関する投資契約を2009年10月に締結し、2013年からの本格的な開発に向け、事業に着手した。オヨー・トルゴイ銅・金鉱床の開発により、年間平

⁵¹ “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia 2011 December, p.109

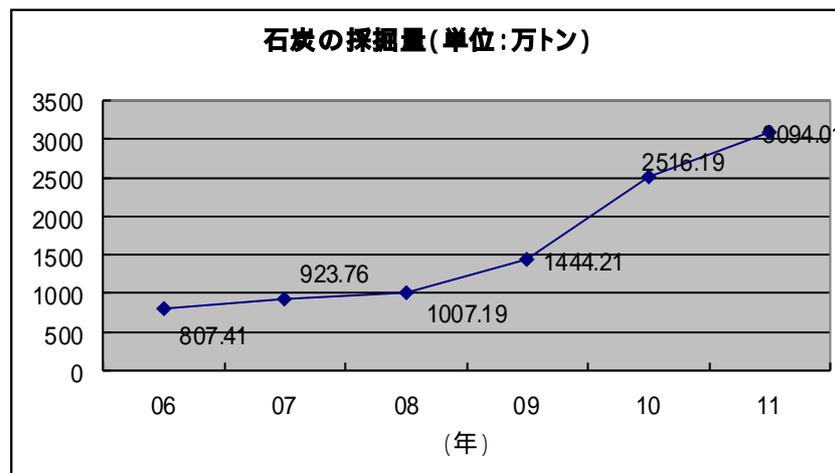
均5億8200万ドルの税収が見込まれるとされており⁵²，モンゴルの経済活性化に大きな影響を与えるものと期待されている。なお，2011年12月，リオ・ティント社がアイヴァンホー・マインズ社（アイヴァンホー・マインズ・モンゴリア社の親会社）の株式の51%を取得したことから，今後の鉱床開発はリオ・ティント社主導で行われる見通しである。

また，現在は，ウムヌゴビ県のタバン・トルゴイ炭田の開発が注目を集めており，ロシア，中国というモンゴルの両隣国の他，日本，米国，韓国等，各国の企業が同炭田開発への関心を表明している。同炭田では，一部鉱区において既にモンゴル企業（民間企業の「エナジー・リソース」社，第3セクターの「タバン・トルゴイ」社及びモンゴル国営企業の「エルデネス・タバントルゴイ」社等）による開発が進められており，石炭の採掘・輸出量が飛躍的に増加している一因となっている。

この他，小規模ではあるが，ドルノゴビ県（ズーンバヤン油田），ドルノド県（タムサグボラグ油田）等において原油が産出されており（原油埋蔵量は世界第33位），中国に輸出されている。近年は，原油の生産量が増加傾向にあり，2006年と比べると2010年の原油生産量は6倍以上となっている。

また，レアメタル，レアアースについては，社会主義時代に行われた調査により，モンゴルの南部や西部に埋蔵の可能性があるとの報告があるが，その種類，規模については定かではなく，更なる調査が必要とされている。

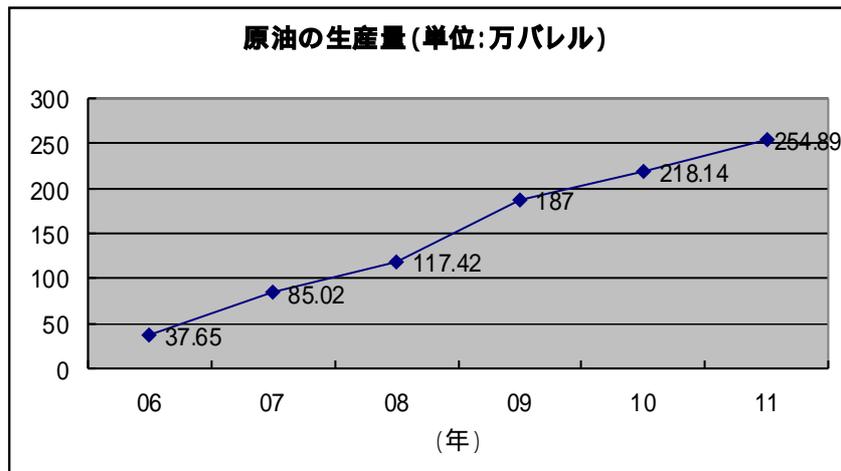
（表10）石炭の採掘量（単位：万トン）⁵³



⁵² オヨー・トルゴイ有限会社の紹介資料

⁵³ “Mongolian Statistical Yearbook 2009” National Statistical Office of Mongolia, 2010, p.240, “Mongolian Statistical Yearbook 2010” National Statistical Office of Mongolia, 2011, p.256, “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia 2011 December, p.112

(表 1 1) 原油の生産量⁵⁴



(2) 資源ナショナリズムの動向

他方、近年、鉱物資源の開発に対するモンゴル国民の関心が益々高まっており、市民団体がデモ活動を行うなど、資源ナショナリズムの傾向が強まっている。こうした動きを受け、鉱物資源開発に関連する法律の改正が2006年以降幾度となく行われている。

(ア) 鉱物資源法改正と原子力エネルギー法の制定

例えば、1997年の鉱物資源法は外国投資を優遇するものであったが、2006年に改正された「改正鉱物資源法」は次に示されるように外国投資優遇面では後退した。また、2009年7月16日には、ウラン開発から原子力エネルギーの平和利用までを対象とした「原子力エネルギー法」が制定され、ウランを含む鉱床については全て、モンゴル政府の関与が絶対とされる「戦略的鉱床」と位置付けられた。

2006年に改正された「改正鉱物資源法」の主なポイント

探査ライセンス及び採掘ライセンスについては、「モンゴル国法規のもとに設立され事業を営み、モンゴル国に納税する法人」に対してのみ付与される。

「戦略的鉱床」⁵⁵として認定されたものについては、34～50%の割合で国がシェアを保有することができる（但し、ウランを含む鉱床については、全て「戦略的鉱床」と位置付けられ、国は無償で最低34～51%のシェアを保有するとされた。）

ロイヤルティーの一部値上げ((ア)国内向けの石炭等については販売価格の2.5%、(イ)その他埋蔵鉱物資源については販売価格の5.0%。なお、口

⁵⁴ “ Mongolian Statistical Yearbook 2009 ” National Statistical Office of Mongolia, 2010, p.240, “ Mongolian Statistical Yearbook 2010 ” National Statistical Office of Mongolia, 2011, p.256

⁵⁵ 「戦略的鉱床」とは、2006年に制定された「改正鉱物資源法」において「国家の安全保障並びに国及び地方公共団体の経済・社会に影響がある、またはモンゴル国のGDPの5%以上相当の生産が期待される鉱床」と規定されている。

イアルティーについては後述のように、2011年1月1日より累進ロイヤルティー制度が導入された。), 等。

2007年後半以降、鉱物資源法の再改正が幾度となく議論されているが(改正の焦点は、政府の関与率の引上げ(外国企業の参入率の引き下げ)、投資契約の契約期間の見直し(現行より期間短縮)、学校・病院・道路建設等の地域開発への貢献を前提としたライセンスの付与等)、超党派による合意に至らないまま今日に至っている(2012年4月23日現在)。これまでに既に数種類の鉱物資源法改正案が国家大会議に提出されており、今後の動きが注目される。

(イ) 鉱物資源探査ライセンスの新規交付の禁止

2010年4月20日、エルベグドルジ大統領は、関係部局に対し、国家安全保障の観点から、鉱物資源ライセンスの新規発行及び移転の停止を指示するとともに、同年5月6日、鉱物資源探査ライセンスの新規発行を一時停止する内容の鉱物資源探査特別ライセンス法案を国家大会議に提出した。エルベグドルジ大統領のこうした動きは、鉱物資源開発による自然環境破壊に対する危惧の他に、中国などの外資系鉱物資源開発企業による過度の参入を国家安全保障の観点から食い止めることを目的としているとされている⁵⁶。同法案は、2010年6月17日、国家大会議において可決され、2010年12月1日まで、鉱物資源探査ライセンスの新規交付が禁止された。その後、同法は、数度更新され、現時点では2012年12月31日まで鉱物資源探査ライセンスの新規交付が禁止されている。

(ウ) 水源保護地域・森林地帯における鉱物資源の探査・利用の禁止に関する法律の制定

また、この他の最近の動きとしては、「2008～2012年政府行動計画」中の「自然破壊に繋がる鉱山開発は行わない」ことを旨とする方針に基づき、2009年7月16日に、「水源保護地域・森林地帯における鉱物資源の探査・利用の禁止に関する法律」が国家大会議において可決され、水源保護地域及び森林地帯における鉱物資源の探査及び採掘が禁止された(戦略的鉱床については、同法の適用外)。同法に基づき、これまでに242鉱区の開発ライセンスが無効とされた。ライセンスが無効とされた鉱区については、法律により国からの補償が行われるとされており、現在、補償額の算定作業が行われている。

(エ) 個人鉱物資源採掘業者の活動の合法化

また、2010年7月1日の鉱物資源法の一部改正により、これまで違法行為とされてきた「ニンジャ(鉱物資源採掘ライセンスを有しないまま、石炭、金等を手掘りなどで採掘し、生計を立てている個人鉱物資源採掘業者のこと。雪害等の煽りを受け、牧畜業を続けられなかった牧民がニンジャとなったケースも多い。)」たちの活動について、その活動内容を法律で制限することにより、鉱物資源開発ライセンスを取得せずに採掘活動を行う「ニンジャ」たちの活動を合法化した。

⁵⁶ 2010年5月11日付ウンデスニー・ショーダン紙

(オ) 累進ロイヤルティー制度の導入

2006年、国家大会議は「特定製品の価格高騰に対する課税法（以下、「特定品目超過利潤税」）」を可決した。

「特定品目超過利潤税」の対象は金と銅であり、金と銅の価格において一定水準を超えた部分につき、68%課税するというものであった。同法は、国家大会議等で十分な審議期間もなく、また政府の支持が得られないまま、超党派の議員により短期間で成立したが、モンゴル政府がオヨー・トルゴイ銅・金鉱床開発に関わる投資契約を民間企業側と締結するにあたり、同法が障壁の一つとなっていたため、2009年8月25日、国家大会議は、2011年1月1日から同法を廃止することを決定した。

他方で、国家大会議は、2010年11月25日、廃止される特定品目超過利潤税に代わる税収を得るため、鉱物資源法を改正し、累進ロイヤルティー制度を導入した。累進ロイヤルティー制度は、採掘された鉱物資源の種類、市場価格、加工度に応じて0～30%追加徴収されるものである。

例えば、銅鉱石を輸出する場合、国際市場価格が1トンあたり5000ドルまでであれば、ロイヤルティーは追加徴収無しの販売価格の5%であるが、国際市場価格が9,000ドル/トン以上となった場合、30%追加徴収され、合計35%のロイヤルティーが課されることとなる（但し、加工して輸出した場合は、追加徴収率が低く設定されている。）。

7 モンゴルの農牧業

(1) 牧畜業

モンゴル経済のもう1つの特徴といえる牧畜業は、気候に大きく左右されることが多い。暖冬が続いた近年は、家畜頭数は順調に伸び、2007年に4,000万頭を超えた後、2009年には4,400万頭に達したが⁵⁷、2009年末から2010年春先まで続いた雪害により、多数の家畜が死亡し、国家統計委員会の速報値によると、2010年の家畜死亡頭数は1,031万990頭となり、3,273万頭にまで減少した⁵⁸。雪害による家畜の大量死は、食肉価格の上昇を招き、インフレ率上昇の一因となっている他、山羊から採れるカシミヤの供給量にも影響を与えた⁵⁹。2011年は比較的良好な気候に恵まれ、家畜総数は3,630万頭にまで回復した⁶⁰。

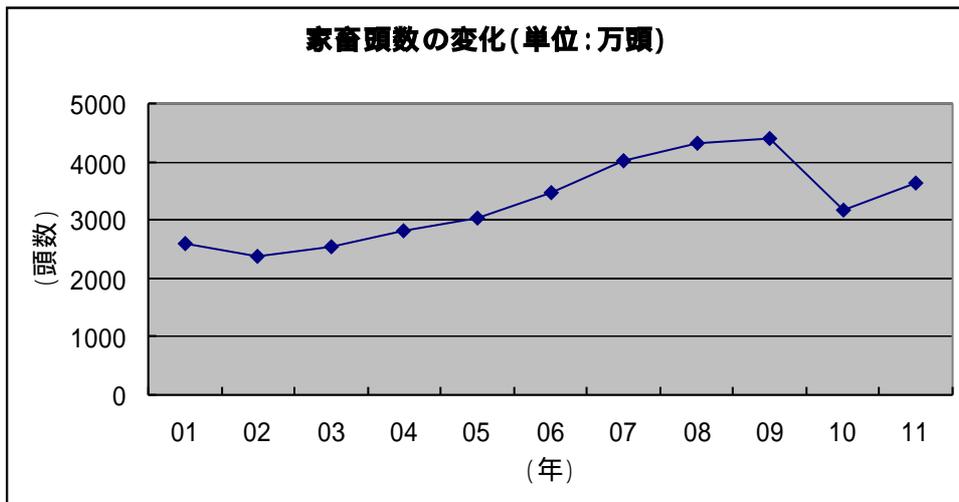
⁵⁷ “Mongolian Statistical Yearbook 2009” National Statistical Office of Mongolia, 2010, p.193

⁵⁸ “Mongolian Statistical Yearbook 2010” National Statistical Office of Mongolia, 2011, p.211, p221

⁵⁹ 2010年4月19日付ウンデスニー・ショーダン紙

⁶⁰ “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia 2011 December, p.93

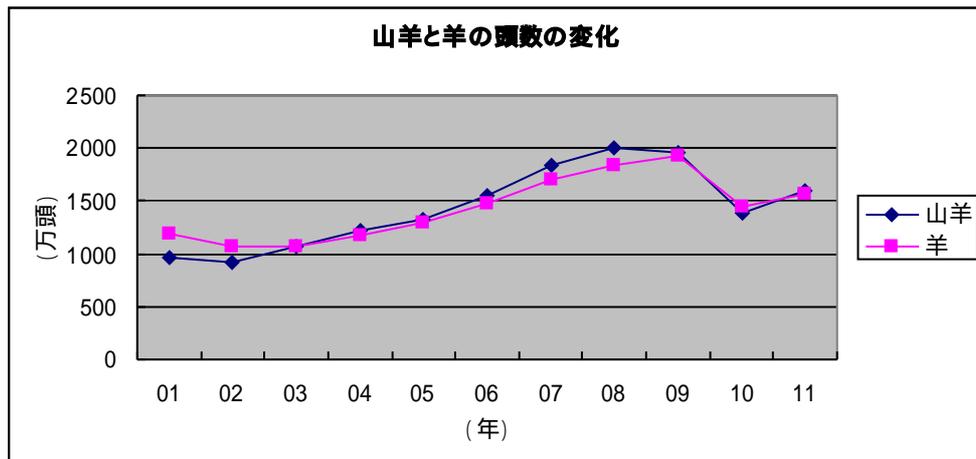
(表12) 家畜頭数の変化⁶¹



モンゴルにおける主な家畜は、羊、山羊、牛、馬、駱駝で、これらは「五畜」と呼ばれている。従来は「小さな家畜」と呼ばれる羊、山羊のうち、羊を主な家畜として飼うことが一般的であったが、民主化以降、山羊からとれるカシミア原毛が現金収入につながるとして、近年、牧民は山羊の増加に力を入れた。このため、山羊の頭数が年々増加し、2004年には山羊の頭数が羊の頭数を上回る事となった。しかし、山羊は羊と異なり、草を根本から食べるため、山羊の増加は草原の砂漠化を助長するものとして、自然環境への影響が懸念されている。モンゴル政府は山羊の増加を食い止めるため、ウール産業に対する助成等を行っている。

⁶¹ “Mongolian Statistical Yearbook 2009” National Statistical Office of Mongolia, 2010, p.193, “Mongolian Statistical Yearbook 2005” National Statistical Office of Mongolia, 2006, p.163, “Mongolian Statistical Yearbook 2001” National Statistical Office of Mongolia, 2002, p.131, “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia 2011 December, p.93

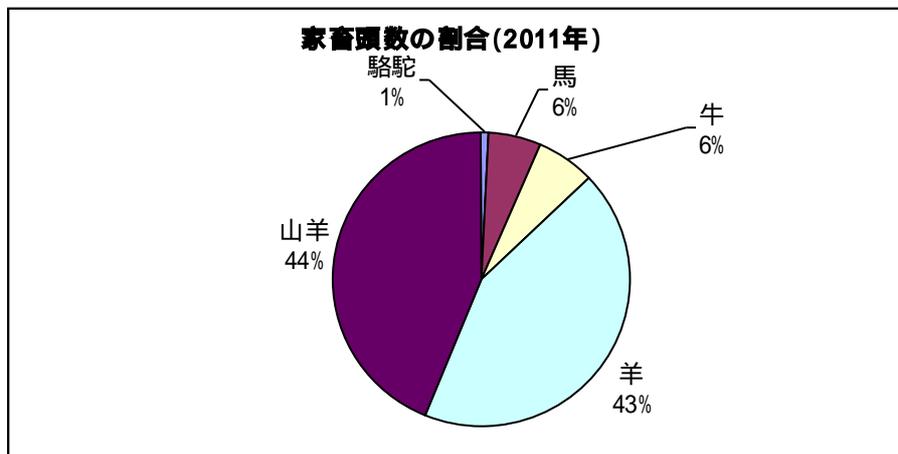
(表13) 山羊と羊の頭数の変化⁶²



また、牛、馬は全国的に飼育されている一方で、駱駝は地域差があり、主に乾燥地域（ゴビ地方）で飼育されている。これらの家畜は「大きな家畜」と呼ばれている。

モンゴルは、鉱工業の発展を図る一方で、牧畜業、とりわけ、食肉、乳製品の加工、輸出による産業の発展も目指している。2010年5月20日、国家大会議は、「モンゴル国家家畜プログラム」を承認した。同プログラムは、今後10年間に亘り、牧畜業関連の法整備、牧草地マネージメントの改善、GISシステムの導入、家畜登録システムの導入、牧畜分野の人材育成、家畜感染症対策の強化など、牧畜業の全面的な改善を図ることを目的としている。

(表14) 家畜頭数の割合⁶³



⁶² “Mongolian Statistical Yearbook 2009” National Statistical Office of Mongolia, 2010, p.193, “Mongolian Statistical Yearbook 2005” National Statistical Office of Mongolia, 2006, p.163, “Mongolian Statistical Yearbook 2001” National Statistical Office of Mongolia, 2002, p.131, “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia 2011 December, p.95

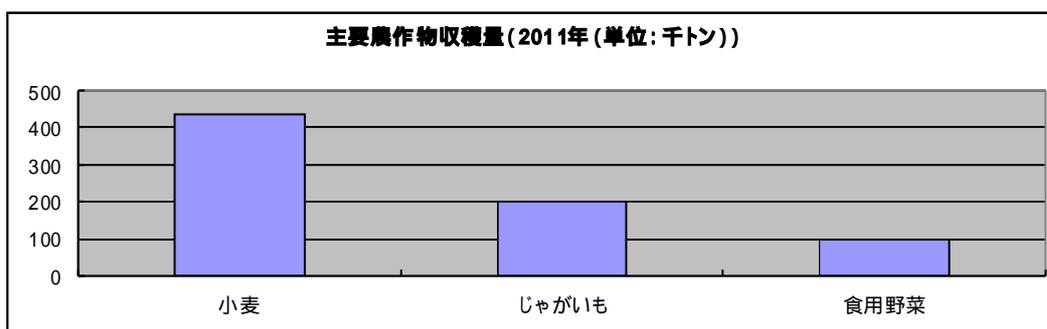
⁶³ “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia 2011 December, p.95

(2) 農業

農業の中心となっているのは小麦生産である。モンゴルは社会主義時代、小麦輸出国であったが、市場経済化への移行期の混乱の中で生産率が劇的に減少した。

農作物の作付面積は、市場経済移行前の約41%程度を活用するにとどまっているが⁶⁴、年々拡大傾向にあり、また、生産量もここ数年増加傾向にある。2008年より、モンゴル政府が3カ年計画に基づき、じゃがいも、小麦、食用野菜の国内自給率を高めるための3カ年に亘る農業振興事業(「アタル3」)を実施したことにより、2010年の作付面積は2008年に比べ約1.6倍増加し、じゃがいもの完全国内自給が可能となった他、小麦の自給率も上がっている。

(表15) 主要農作物収穫量⁶⁵



8 モンゴルのインフラ開発

モンゴル国内の道路事情は、近年、積極的な整備が進められているものの、舗装道路は国道全体の2割にしか過ぎない。このため、モンゴルにおいては鉄道輸送及び空輸が大きな役割を果たしている。こうした中、モンゴル政府は、南ゴビ地域における鉱物資源開発により採掘される鉱物資源及び加工品の安定的な輸送ルートを確認するため、新たな鉄道建設を推進しようとしている。

2010年3月31日、モンゴル政府は、2010年以降に全国的に建設する鉄道計画案を策定。2010年6月24日、同計画案は国家大会議において可決された。同計画は、次の3つのルートを建設するものである。

第1ルートとしては、モンゴル南部のウムヌゴビ県タバン・トルゴイ炭田鉱床を起点とし、(ア)モンゴル北東部のチョイバルサン(チョイバルサンからロシア国境までは既存の鉄道が存在)までの間、第2ルートとしては、(ア)モンゴル東部のフートからモンゴル東部各国境税関(ビチグト、ラシャート)までの間及び(イ)モンゴル南部の各鉱物資源鉱床からモンゴル南部各国境税関(ガシオン・ソハイト)までの間、第3ルートとしては、モンゴル西部各地域にそれぞれ新規に鉄道を建設するものであり、全て完成すれば、モンゴル各地で産出される各種の鉱物資源を輸出するためのインフラがより整備されることになる。

⁶⁴ 1989年の作付面積は約84万ヘクタール(“Mongolian Statistical Yearbook 1997” National Statistical Office of Mongolia, 1998p.157),2011年の作付面積は34.6万ヘクタール(“Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia 2011 December, p.102)

⁶⁵ “Bulletin of Statistics 2011/12” National Statistical Office of Mongolia 2011 December, p.105-106

モンゴルの鉄道開発計画



モンゴルの電力システムは、西部電力システム、アルタイ・オリヤスタイ電力システム、中央電力システム、東部電力システムの4つに分かれており、それぞれの主力電力供給源は次のとおり。

ロシアからの輸入電力は年々価格が上昇している他、鉱物資源開発がさらに進めば、国内電力需要が1000 MWに達すると言われており、新たな電力エネルギー源の確保が課題となっている。こうした状況下において、ウランバートル市ではPPPによる新火力発電所の建設の入札が行われたり、また、ウランバートル市郊外においては、モンゴルの民間企業が外資企業と協力し再生可能エネルギーの開発に着手した他、モンゴル中東部においては、カナダ企業が民間資本により発電所を建設するべくライセンスを取得するなどの動きもある。

また、地方部においては、送電線が無いために電力供給が行き届かない地域も多々あり、そうした地域における電力エネルギーの安定的な確保も課題となっている。

モンゴル国内の電力価格は、2000年以降、数次に亘り見直しが行われてきているものの、売電価格が発電コストに見合わない状況が続いており、電力会社は常に赤字経営となっている。このため、売電価格の引上げも今後更なる検討が行われるべき課題の1つとなっている。

こうした課題の対応策として、2010年12月9日、国家大会議は、赤字経営の電力会社の債務問題の解消、市場経済原理に基づく電力価格の設定、地方の電力事情の改善に対する支援する等を内容とする決議（「燃料・エネルギー分野にかかわる幾つかの対応策」）を採択している。

(表16) 現在の電力事情

中央電力システム	第2火力発電所(21.5 MW), 第3火力発電所(136 MW), 第4火力発電所(540 MW), ダルハン火力発電所(48 MW), エルデネット火力発電所(28.8 MW), ダランザドガド火力発電所(6 MW) 及びロシアからの購入電力
アルタイ・オリヤスタイ電力システム	タイシル水力発電所(11 MW) 及びディーゼル発電
東部電力システム	チョイバルサン火力発電所(36 MW)
西部電力システム	ドゥルゲン水力発電所(12 MW) 及びロシアからの購入電力

モンゴル政府及び国家大会議は、国内のインフラ分野をPPPにより開発しようとの方針の下、2009年10月15日に「PPP国家政策」を、2010年1月16日に「コンセッション法」を可決し、PPPによる建設対象案件などを公表し、企業への参画を呼びかけている。一例としては、送電線の敷設、廃棄物発電所の建設、都市部及び鉱物資源鉱床等における発電所の建設、住宅建設及び道路建設等がある。

しかしながら、コンセッション法には、民間企業と行政府の責任分担が明確に示されておらず、案件に参画する場合には、条件等につき、行政府側と具体的詳細に詰める必要があると思われる⁶⁶。

なお、2011年12月23日、「コンセッション法」の改正が行われ、国有財産となる事業案件のリストについては閣議において審議した上で国家大会議が承認することとなった(2012年2月1日より施行)。2013年の事業案件リストの策定は2013年度国家予算の審議と同じタイミングで行われる予定となっており、2012年11月末までに決定される見通しである。

9 モンゴル経済の今後の課題

今後のモンゴル経済における主要な課題として以下の項目(順不同)があげられる。

- (1) オヨー・トルゴイ銅・金鉱床、タバン・トルゴイ石炭鉱床等、鉱物資源分野における開発の推進
- (2) 貧困対策、貧富の格差の縮小
- (3) 放漫財政政策の見直し
- (4) 民間経済、特に中小企業の活性化
- (5) 金融セクターの更なる健全化
- (6) 製造業の発展
- (7) 農牧業の振興
- (8) インフラの整備

⁶⁶ 国有財産委員会によると、近く、PPPに関するマニュアルが発行される予定である由。なお、モンゴルのPPPによる事業の入札に関する情報は、<http://www.ppp.mn/>にて公開されている。

(9) 地域開発による地域格差の縮小

(10) 環境破壊対策

これまで見てきたように、近年のモンゴル経済は、銅をはじめとする鉱物資源価格の変動に大きく左右されており、今後、同国が安定した経済成長を図るには、鉱物資源開発における着実な進展を目指す一方で、鉱物資源のみに依存しない経済構造の構築が課題となるであろう。

(了)